（裏　面）

記入上の注意

1. 標題並びに①、②、④、⑤及び⑥の欄は、該当の文字を○で囲むこと。
　ただし、⑤の欄については、平成18年10月1日前にした行為により罰金又は禁錮以上の刑に処せられた場合は、無を○で囲むこと。
2. 開設者が管理者又は管理薬剤師であるときは、②の欄に斜線を引くこと。
3. ③の欄は、病院又は診療所に限り、その標榜する診療科名を記入すること。
4. ⑤の欄に有と○で囲んだ場合は、該当する法律名を記載すること。
　また、内容欄に非該当となる年月日を記入すること。
　健康保険法第65条第3項第3号の場合の該当法律
　・健康保険法　・国民健康保険法
　・船員保険法　・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
　・医師法　・薬剤師法
　・歯科医師法　・地方公務員等共済組合法
　・保健師助産師看護師法　・高齢者の医療の確保に関する法律
　・医療法　・再生医療等の安全性の確保等に関する法律
　・私立学校教職員共済法　・臨床研究法
　・国家公務員共済組合法
　同項第5号の場合の該当法律
　・健康保険法　・船員保険法
　・国民健康保険法　・高齢者の医療の確保に関する法律
　・地方公務員等共済組合法　・私立学校教職員共済法
　・厚生年金保険法　・国民年金法
5. ⑥及び⑦の欄は、病院又は病床を有する診療所に限り記入すること。
6. ⑦の欄の特別の療養環境に係る病床とは、その利用について法律の規定に基づく費用の額を超える金額の支払いを受ける病床をいうものであること。

※の欄には、記入しないこと。

備　考　この用紙は、A列4番とすること。

（保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部改正）

第二条　保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十二年厚生省令第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（裏面）を次のように改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（医療法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に第一条の規定による改正後の医療法施行規則第三十条の三十三の十三第四項第二号に該当する者又は自治医科大学の医学部において医学を専攻する学生であって卒業後に同号に該当することが見込まれる者については、同項中「しなければならない」とあるのは、「するよう努めるものとする」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令に基づく様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省令第四十九号

経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）を実施するため、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月二十五日

経済産業大臣　世耕　弘成

経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　本省	第一章　本省
第一節　内部部局	第一節　内部部局
第一款　大臣官房（第一条―第五条の二）	第一款　大臣官房（第一条―第五条の二）
第二款　経済産業政策局（第六条―第十二条）	第二款　経済産業政策局（第六条―第十二条）
第三款　通商政策局（第十三条―第十四条の五）	第三款　通商政策局（第十三条―第十五条）
第四款　貿易経済協力局（第十五条―第二十一条）	第四款　貿易経済協力局（第十六条―第二十一条）
第五款　産業技術環境局（第二十二条―第二十六条の二）	第五款　産業技術環境局（第二十二条―第二十六条）